

賃貸借契約書（案）

公立大学法人福岡女子大学（以下「甲」という。）と、（以下「乙」という。） と
は、事務用パーソナルコンピュータの賃貸借について、下記の条項に従い、賃貸借契約を締結するものとする。

（信義誠実の原則）

第1条 甲及び乙は、信義に従って誠実に本契約を履行するものとする。

（目的）

第2条 乙は、次の機器を甲に賃貸し、甲は、これを貸借し、その対価として第5条所定の契約金額を乙に支払うものとする。

- (1) 賃貸借物品名 事務用パーソナルコンピューター一式（別添仕様書のとおり）
- (2) 納入場所 別添仕様書のとおり

（処理方法）

第3条 乙は、この契約書、別添仕様書等及び甲の指示するところに従うほか、関係法令を 遵守し、信義誠実の原則を守り、賃貸を履行するものとする。

（賃貸借期間）

第4条 この契約の期間は、2025年9月1日から2030年8月31日までとする。

（賃貸借料等）

第5条 賃貸借料は、月額金〇〇〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税の額金〇〇〇円）とする。ただし、契約期間中に1ヶ月未満の端数を生じた月、又は乙の責めに帰すべき理由により物件を使用できなかった月の賃貸借料等は、日割計算により算出するものとする。

- 2 甲は、税法の改正等により消費税額等の税率が変更となった場合は、変更後の税率に基づき算出された消費税額等を負担するものとする。
- 3 前二項の賃貸借料には、本契約の履行のための一切の費用が含まれるものとする。

（導入等経費）

第6条 導入時の機器の搬入、開梱及び設置等の費用は機器の賃貸借料に含むものとし、賃貸借期間において別途費用が発生しないものとする。

（請求及び支払）

第7条 甲は、賃貸借料及び消費税相当額を、当該月経過後乙の提出する支払請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。ただし特別の理由がある場合は、この限りでない。

- 2 甲は、当該業務の全部又は一部が履行されない場合には、不履行部分に相当する額の賃貸借料の

支払を免れるものとする。

(契約保証金)

第8条 公立大学法人福岡女子大学契約事務取扱規則第36条により、乙が納付すべき契約保証金を免除、またはこれを徴する。

(検査)

第9条 乙は、賃貸借物件を納入しようとするときは、甲による立会の上、検査を受けなければならない。ただし、乙に差し支えがあつて立会することができない場合は、予め甲の承諾を得た確実な代理人を差し出さなければならない。

2 甲は、前項の通知に基づき乙から賃貸借物件の納入があつたときは、10日以内に検査をするものとする。

3 賃貸借物件は、すべて甲の指示（仕様書等）のとおりであつて、甲が行う検査に合格したものでなければならない。

4 納入検査に必要な費用は、乙の負担とする。

(納入の完了及び危険負担)

第10条 賃貸借物件の納入は、甲が前条の検査の結果合格品と認めたときに完了したものとする。

2 賃貸借物件が履行場所に到着し、甲の検査に合格するまでの亡失毀損等の事故その他一切の責任は、乙の負担とする。ただし、甲の故意又は重大な過失に寄つた場合は、この限りではない。

(納期の有償延期)

第11条 乙は、乙の責に帰する事由により期限内に賃貸借物件の納入ができないときは、その事由を詳記して期限内に納期の延長を求めることができる。この場合甲は、遅延損害金を徴収して納期の延長を認めることができる。

(遅延損害金)

第12条 前条に定める遅延損害金は、納入期限の翌日から起算して遅滞日数に応じて1年につき、契約金額の2.9パーセントに相当する金額とする。

(納期の無償延期)

第13条 乙は、天災地変その他乙の責に帰し難い事由により、期限内に賃貸借物件の納入ができないときは、その事由を詳記して期限内に納期の延期を求めることができる。

2 この場合甲は、その請求が正当と認めたときは、遅延損害金を徴収せず納期の延期を認めることができる。

(天災等不可抗力による危険負担)

第14条 物件の引渡しからその返還までに、盗難、火災、風水害、地震その他甲及び乙、いずれの

責任にもよらない事由により生じた物件の滅失、毀損その他の危険は甲の負担とし、甲は、その損害の全部又は一部を負担する。その負担額は、甲及び乙の協議の上定める。

- 2 前項の場合において、本契約に定める条項を変更する必要があるときは、甲及び乙が協議して、書面により定めるものとする。

（賃貸借物件の保守）

第15条 乙は、賃貸借物件について、賃貸借物件が正常に稼働するよう、賃貸借物件の調整、修理及び部品の交換等所要の保守を行わなければならない。ただし、甲の責に帰すべき理由による修理の費用、又は本契約に含まない特別な保守（賃貸借物件の改良等）の費用は、この限りではない。

- 2 乙は事前に甲の承認を得た上で、前項における保守を第三者に委託できる。その場合において乙は、甲に次の各号に掲げる事項を記載した承認申請書を提出し、その承諾を受けなければならない。

- (1) 委任する相手方の商号又は名称及び住所
- (2) 委任する相手方の業務の範囲
- (3) 委任を行う合理的理由
- (4) 委任する相手方が、委託される業務を履行する能力
- (5) その他必要と認められる事項

- 3 乙は、賃貸借物件の欠陥又は保守不完全等に起因する故障・動作不良等のため、甲の業務に支障をきたすおそれがあるとして甲から要求を受けた場合は、第1項に関わらず、乙の責任と費用負担において、直ちに同等以上の機能・性能・仕様等を有する代替物件を使用できるよう必要な措置を講じるものとする。ただし、甲の責に帰すべき事由が一因となる場合は、当該措置に要する費用の負担割合等については甲乙協議によって定める。また、乙が提供する保守サービスは、機器メーカーの「5年間のオンサイト保守」に準拠し、その対応レベルは翌営業日の対応を下回らないものとし、修理及び電話サポートに関する費用は、本契約期間中に追加で発生しないものとする。

- 4 賃貸借物件の調整及び修理にあたり必要な電気料金は甲の負担とする。

（善管注意義務）

第16条 賃貸借物件の所有権は乙に属し、甲は、賃貸借物件の保全のため乙が定めた温度、湿度等を良好な状態に保つとともに、善良な管理者の注意をもって賃貸借物件を管理するものとする。

- 2 乙は、保守にあたり、常に前項の管理についても注意を払い、異常を発見した場合には、直ちに甲に助言するものとする。

- 3 甲は、賃貸借物件を毀損するなど賃貸借物件の原状を変更するような行為をしてはならない。

（賃貸借物件の譲渡等の禁止）

第17条 甲は、賃貸借物件を他に譲渡し、若しくは他に使用させ、又は担保に入れたりして賃貸借物件に対する乙の完全な所有権を害する行為は、一切しないものとする。

- 2 第三者が、賃貸借物件について権利を主張し、又は保全処分や強制執行などにより乙の所有権を侵害するおそれがあるときは、甲は、賃貸借物件が乙の所有であることを主張してその侵害を防ぎ、直ちにその事情を乙に通知するものとする。

(賃貸借物件の滅失又は毀損)

第18条 賃貸借物件が滅失、盗失、毀損等した場合、その原因及び責任の所在等の如何に関わらず、甲は直ちに乙に通知し、必要な対応措置について甲乙間で協議するものとする。但し、軽微の毀損等の場合は、甲は、自己の判断に従い適切に対応することができるものとする。

(賃貸借物件の返還)

第19条 甲は、契約終了事由の如何を問わず、賃貸借物件の返還は、当該返還時点での現状有姿での返還をもって足りるものとする。なお、返還までに生じた毀損等については、本契約の他の条項が定めるところに従うことを確認する。

2 賃貸借物件の返還に要する解体、荷造り及び運送の費用は、乙の負担とする。

(動産総合保険)

第20条 乙は、賃貸借物件につき契約期間中継続して乙を被保険者とする動産総合保険契約を締結し、その費用を負担する。

2 甲は、動産総合保険契約に規定される保険事故が生じたときは、直ちに乙に通知するものとする。

3 甲は、保険事故により保険会社から乙に支払われた保険金の限度内において、乙に対する損害金の支払義務を免れるものとする。

(権利義務の譲渡等)

第21条 乙は、甲の承認を得ないで本契約の履行を他に継承せしめ、又は本契約によって生ずる権利を第三者に譲渡し、若しくは担保に供してはならない。

(契約不適合)

第22条 乙は、賃貸借物件が本契約の目的に適合しない（以下「契約不適合」という。）事実がある場合、民法その他の適用法令に従い、追完、損害賠償その他必要な責任を負うものとする。

2 前項に定める契約不適合が軽微なものであっても、甲において契約の目的を達成できない合理的理由があるときは、甲は本契約を解除することができるものとし、民法第562条第1項但書の規定は適用しない。

(立入権及び秘密の保持)

第23条 乙は、賃貸及び保守業務のために、その関係者を機器の据付場所に立ち入らせることができる。

2 乙は、前項の立入に関して知り得た秘密を自ら利用し又は第三者に漏らしてはならない。

3 賃貸及び保守業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別紙「保有個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

4 前各項の規定は、本契約終了後も有効に存続する。

(著作権等の取扱い)

第24条 乙は、保守業務の処理に伴い著作権その他の権利が生じたときは、甲に無償で譲渡する。

(調査等)

第25条 甲は、乙の保守業務の処理状況について、随時に調査し若しくは必要な報告を求め、又は保守業務の処理に関して乙に適正な履行を求めることができる。

(損害賠償)

第26条 乙は、甲が故意又は重大な過失により機器に損害を与えたときは、復旧に要する費用を甲に対して請求できるものとする。ただし、第20条第3項に定める動産総合保険による保険金で補填される額は、損害賠償額から控除するものとする。

2 甲は、乙がその責に帰すべき事由により甲に損害を与えた場合、その損害の賠償を請求することができる。

3 前二項に規定する損害賠償の額は、第5条第1項の契約金額を上限として、甲乙が協議して定めるものとする。

(契約の解除)

第27条 次の各号のいずれかに該当する場合は、甲は本契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 乙が、正当な理由がなく、本契約を履行しないとき、又は履行の見込みがないと認めたとき。
- (2) 甲の責に帰すべからざる事由により、本契約の履行が不可能となったとき。
- (3) 乙が不正の行為をなし、又は甲の指示に従わず甲の業務の遂行を妨げたとき。

(違約金)

第28条 甲は、乙の責めに帰すべき理由により契約を解除したときは、違約金を徴収する。違約金の額は、契約金額の100分の10に相当する金額とし、この違約金の徴収は、甲の損害賠償の請求を妨げない。

(暴力団排除条項)

第29条 甲は、警察からの通知に基づき、乙（乙が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この条において同じ。）が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害があっても、甲はその損害の賠償の責を負わないものとする。

- (1) 計画的又は常習的に暴力的不法行為等を行い、又は行うおそれがある組織（以下「暴力的組織」という。）であるとき。
- (2) 役員等（個人である場合におけるその者、法人である場合におけるその法人の役員又は当該個人若しくは法人の経営に事実上参画している者をいう。以下同じ。）が、暴力的組織の構成員（構成員とみなされる場合を含む。以下同じ。以下「構成員等」という。）となっているとき。
- (3) 構成員等であることを知りながら、構成員等を雇用し、又は使用しているとき。
- (4) 第1号又は第2号に該当するものであることを知りながら、そのものと下請契約（一次及び二次下請以降全ての下請け契約を含む。）又は資材、原材料の購入契約等を締結したとき。

- (5) 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損額を与える目的をもって、暴力的組織又は構成員等を利用したとき。
- (6) 暴力的組織又は構成員等に経済上の利益又は便宜を供与したとき。
- (7) 役員等又は使用人が、個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織若しくは構成員等を利用したとき、又は暴力的組織若しくは構成員等に経済上の利益若しくは便宜を供与したとき。
- (8) 役員等又は使用人が、暴力的組織又は構成員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有しているとき。

(紛争の解決)

第30条 本契約に関して訴訟の必要が生じた場合は、甲の所在地を所轄する地方裁判所を第一審の裁判所とする。

(協議)

第31条 この契約に定めのない事項について定める必要が生じたとき、又はこの契約に定める事項について疑義が生じたときは、甲及び乙の二者で協議し、円満に解決を図ることとする。

この契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自その1通を保有する。

2025年 月 日

甲 福岡県福岡市東区香住ヶ丘1丁目1番1号
公立大学法人福岡女子大学
代表者 理事長 向井 剛

乙